

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

株式会社村田製作所

マクセルサクラ株式会社

2026年3月1日

吸収分割に係る事後開示書面  
(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

京都府長岡京市東神足一丁目10番1号  
株式会社村田製作所  
代表取締役社長 中島 規巨

福島県郡山市日和田町高倉字下杉下1番地の1  
マクセルサクラ株式会社  
代表取締役社長 長谷川 幸生

株式会社村田製作所（以下、「吸収分割会社」といいます。）及びマクセルサクラ株式会社（2026年3月1日付で「株式会社サクラ」より商号変更。以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025年10月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年3月1日を効力発生日として、吸収分割会社の一次電池事業（コイン形二酸化マンガンリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業）に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2026年3月1日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
本分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
本分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 4 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は、吸収分割会社のみであったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社の株主は、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における当該特別支配会社である吸収分割会社のみであったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 4 日付で官報公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には知っている債権者は存在しないため、会社法第 799 条第 2 項に基づく各別の催告は行っていません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 3 月 1 日付で吸収分割会社から吸収分割会社の一次電池事業（コイン形二酸化マンガンリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業）に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本分割の効力発生日である 2026 年 3 月 1 日から 14 日以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行いました。

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、本分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行いました。

また、吸収分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき、労働者と協議を行いました。また、吸収分割会社は、労働契約承継法第2条に基づき、労働者に対して本分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

以上